

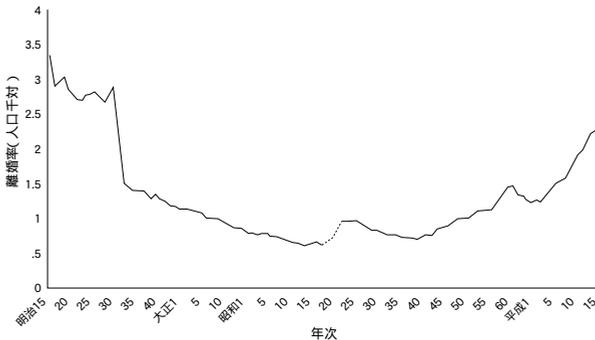
戦後前半期の離婚紛争の減少と社会統制 —離婚動向の法社会学的解読—

小 谷 朋 弘

1. はじめに

終戦直後から昭和 25 年 (1950) までほぼ 1 点台を記録した離婚率は、昭和 26 年 (51) 以降になると 1 点台を割り込み、昭和 38 年 (63) には 0.73 と戦後の最低値を記録した (図 1)。

図 1. 離婚紛争の推移



(出所)『人口動態統計』から作成。昭和 19 年から 21 年までは空白期

戦後スタートした革新的離婚制度は、その開放的性格から離婚を求める多くの人々の拠り所となり、また民主的教育制度は男女不平等な在り方に対する批判的姿勢を培い、そして解放的社会風潮は戦前の家的拘束に対する不満を増大させ、その結果、離婚への傾斜はさらに強まると思われた。しかし予想に反して、その後の離婚動向は、ゆるやかな減少傾向を辿った。果たして、

法をはじめとする主要な社会統制装置はどのような作用を及ぼしたのであるか。

本論は、「離婚紛争と社会統制」の視点から、戦後前半期（昭和26年～38年）の離婚紛争の減少について、その解説を試みるものである。なお、本論の視点については、「終戦直後の離婚紛争の増加と社会統制⁽¹⁾」を参照されたい。

2. 革新的離婚制度の機能不全

この時期の離婚紛争の漸減傾向を、まずは法的統制との関連でみてみよう。

結論を先取りすれば、法的統制は、一方における協議離婚方式に対する信頼性の低さと、他方における公的な離婚方式である調停・裁判方式の機能的問題が相俟って、離婚紛争を減少させる方向で作用したと捉えられる。

(1) 協議離婚方式の機能不全

協議離婚はわが国の離婚方式として大きなウエイトを占めており、終戦直後の昭和23年（1948）には全方式のうち実に98.2%を占めていた。そして翌24年（49）、さらに翌25年（50）には減少したものの、それでも96.9%、95.5%を占めていた。しかし、昭和26年（51）には93.6、27年93.8、28年93.7、29年93.2と減少し、その後も30年92.8、31年92.5、32年92.1、33年91.6、34年91.5、35年91.2、36年90.9、37年90.7、そして38年90.9と、漸減傾向を辿った。また、件数をみても、昭和26年には77,679件であったが、昭和38年（63）には63,647件と1万4千件も減少している。

こうした協議離婚の停滞の原因としては、やはり、夫専権的ともいえる戦前の協議離婚の影響を考えざるをえない。昭和33年（58）に行われた協議離婚の実態調査によれば⁽²⁾、協議離婚手続について、「よいことだ」とするも

のは 36 % にすぎず、「よくないことだ」とするものと「その他」として態度を保留するものを併せると 60 % を超えている (表 1)。理由をみても、「簡単すぎる」を筆頭に、「裁判を通して公正な判断を望む」「女性には不利」「知らないうちに出される弊害あり」などが挙げられており、十分な話し合いもなされずに追い出される危険性があるとの認識がうかがわれる (表 2)。また、こうした認識は 40 代以下に多く、戦前の協議に名を借りた「追い出し離婚」に対する若い世代の不信感あるいは拒否反応が強い。

表 1 協議離婚の手続についての意見 (地域別)

	総 数		よいことだ	よくないことだ	その他
	実 数	%			
総 数	1,032	100	36	40	24
区 部	153	100	40	38	22
市 部	591	100	36	41	23
郡 部	288	100	35	40	25

(出所) 労働省婦人少年局「協議離婚の実態」

表 2 協議離婚手続についての意見 (調査時の年齢別)

	総 数		よいことだ					よくないことだ					そ の 他								
			計	便 利	自 尊 心 重 くの 意 志	早 身 自 由 なる	そ の 他	無 記 入	計	簡 単 すぎ る	女 性 に は 不 利	裁 正 判 断 を 通 断 し て 望 公 む	知 ら 不 なる 弊 害 が 出 出る	そ の 他	無 記 入	計	離 婚 一 概 に は い え ない 理由 によ っ て	良 悪 は い え ない	わ か ら ない	そ の 他	無 記 入
	実 数	%																			
総 数	1,032	100	36	15	6	5	4	6	40	12	6	7	5	6	4	24	4	6	8	2	4
20 才 未 満	1	100	—	—	—	—	—	100	—	—	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—
20 ~ 29 才	356	100	31	10	6	4	5	6	43	12	7	9	4	7	4	26	5	7	10	2	2
30 ~ 39 才	433	100	39	17	6	6	4	5	39	11	7	7	5	5	4	22	3	5	7	3	4
40 ~ 49 才	157	100	36	17	6	6	3	4	42	14	4	5	6	9	4	22	3	3	10	2	4
50 ~ 59 才	64	100	50	24	6	6	5	9	27	13	3	3	3	3	2	23	1	5	6	3	8
60 才 以 上	18	100	28	11	6	—	11	—	33	5	5	—	6	—	17	39	—	22	6	—	11
不 明	3	100	100	33	—	33	33	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(出所) 労働省婦人少年局「協議離婚の実態」

(2) 調停離婚方式の機能不全

昭和 33 年の調査では、協議離婚方式に対する不満の一方で、裁判への期待が語られるとともに、新しい裁判機構である家庭裁判所の認知度の高さが示されている（表 3）。ここには、私的な話し合いである協議を超えた公的な紛争処理方式への期待が読み取られる。

表 3 家庭裁判所について知っているか（地域別）

	総 数		知っている	知らない
	実 数	%		
総 数	1,032	100	%	%
区 部	153	100	89	11
市 部	591	100	86	14
郡 部	288	100	91	9
			87	13

（出所）労働省婦人少年局「協議離婚の実態」

実際、調停方式による離婚率をみると、昭和 25 年（50）には 3.9%であったが、26 年 4.9、27 年 5.4、28 年 5.7、29 年 6.0、30 年 6.4、31 年 6.8、32 年 7.0、33 年 7.6、34 年 7.5、35 年 7.8、36 年 8.0、37 年 8.1、そして 38 年 7.9 と倍増している。公的な紛争処理方式である調停離婚への期待がこうした利用率の増加に表れている。だが、比率は伸びたとはいえ一桁台にとどまっており、件数そのものもこの間 4,001 件～5,802 件と伸び悩んでいる。

調停離婚が期待に反してあまり利用されなかった理由は何であろうか。昭和 39 年（63）10 月に、家庭裁判所創設 15 周年を記念して開かれた座談会「家事事件処理の諸問題」をみてみよう⁽³⁾。座談会では、学者、判事、弁護士 の三者が当時の調停事件数の伸び悩みについて語っている。

当事者の一方の話ですから、非常にかたよった話じゃないかと思いますが、家庭裁判所に行ったけれども、何も聞いてもらえなかったとか、あるいは、無理やりに離婚させら

れた、離婚を押しつけられたとかいうことを、ときたま耳にするわけです。…これはやはり調停委員の考え方の問題じゃないか…と私は思うのです。(大学助教授)

当事者とくに申立人が家庭裁判所に非常に過大な期待をもっているのではないか…。家庭裁判所が強い力で紛争を解決してくれると思っているのに、不誠実な相手方が調停期日に出頭しない場合に、その出頭を直接強制することさえもできないなどということから、事件を、家庭裁判所に持ち出しても、最終的な満足すべき救済をしてもらえないと失望する当事者が少なくあるまい…。それから…調停の限界を当事者がだんだんと理解するとともに、権利意識—しかも法律を少しばかり知った形式的な権利意識—の強い当事者が多くなって調停委員会の助言に容易に耳を傾けないというような点にも、調停不振の大きな原因があるのではないだろうかというようにみております。(判事)

ざくばらんに申し上げて、依頼者なんかは調停委員がどんな人に当るか気にしておりますね。もうひとつは家庭裁判所に強制力がないということですね。それで依頼者が家裁へもって来たがらないわけです。…われわれ事務所へ来る事件の場合、家裁へ出すのは三分の一、あるいは四分の一です。大体事務所同士の話合で片付けるとか、あるいは本人に納得させるわけなのですが、家裁へもって行ってある程度弾力性のある態度をとっていただければ、もっと片付け率が多いか、少なくとも相当早く解決するのではないかと思います…。(弁護士)

ここには、家庭裁判所の要である調停委員(会)の信頼性の問題や、話し合い解決を特徴とする家庭裁判所の強制力の問題が示されている。実際、調停利用者からも「実情の聴取が不十分」「事実の調査が不足」「相手方の頑強な態度に対する無力さ」「説得の技術の拙劣さ」に対する不満が寄せられている⁽⁴⁾。こうした離婚調停の機能不全が、調停成立率にも反映されており、この時期の成立率はほぼ過半にとどまっている。

(3) 裁判離婚方式の機能不全

一方、裁判離婚も昭和 25 年には 0.5 %であったが、26 年 0.8、27 年 0.8、28 年 0.7、29 年 0.8、30 年 0.8、31 年 0.8、32 年 0.8、33 年 0.8、34 年 0.9、35 年 0.9、36 年 1.1、37 年 1.0、そして 38 年 1.1 と増加傾向を示している。しかし、比率そのものは 1 %程度にすぎず、また調停同様、件数も、この間 499

件～764件と少ない。

では、裁判離婚の伸び悩みには、どのような要因が作用したのであろうか。すぐに思いつくのは裁判への忌避意識である。しかし、公的制度への期待がみられるこの時期に限れば、法意識要因は考慮しなくてよからう。となるとやはり裁判離婚の実効性、すなわち裁判による離婚紛争の解決が利用者の期待に添うものであるかどうかである。そこで、この時期の判決と訴訟件数の関係を見ると、たとえば昭和26年（51）から昭和29年（54）では、新受件数は1,058件、1,350件、1,381件、1,478件と増加しているが、判決数は逆に、433件、627件、599件、499件と減少しており、ほぼ2分の1から3分の1くらいしか離婚判決が得られていない⁽⁵⁾。訴訟にともなう苦労に見合わない判決結果に人々の期待はやがて小さくなっていったとみられる。

また、この時期注目されるのは、最高裁の「有責配偶者からの離婚請求拒否」判決、いわゆる「踏んだり蹴ったり判決」の影響である。この事件は、愛人をつくった夫が離婚訴訟を提起し、第一審、第二審とも請求が受け容れられなかったので最高裁に上告したケースである。判決の要旨は、次の通り⁽⁶⁾。

本件は、民法770条1項5号にいう婚姻を継続し難い重大な事由に該当するというけれども、原審の認定した事実によれば婚姻を継続し難いのは上告が妻たる被上告人を差し置いて他に情婦を有するからである。上告人さえ情婦との関係を解消し、よき夫として上告人のもとに帰り来るならば、何時でも夫婦関係は円満に継続し得べき筈である。（中略）上告人は上告人の感情は既に上告人の意思を以てしても、如何ともすることが出来ないものであるというかも知れないけれども、それも所詮は上告人の我儘である。結局上告人が勝手に情婦を持ち、その為最早被告上告人とは同棲出来ないから、これを追い出すということに帰着するのであって、もしかかる請求が是認されるならば、被上告人は俗にいう全く踏んだり蹴ったりである。法はかくの如き勝手気儘を許すものではない。（後略）。（昭和27年2月19日）

この最高裁判決は、愛人をつくって離婚したいとする勝手気儘な夫の期待に歯止めをかけるものであり、有責配偶者が協議や調停を経て、裁判で離婚

判決を得ようとする動きを抑止する効果があったといえる。

(4) 離婚法システムの未成熟

ところで、離婚と法制度の関係を考える際、民法規定のみならず離婚者にとってその支えとなるその他の法制度にも視野を広げる必要がある。なぜなら、離婚者にとって、離婚後の生活不安の解消や離婚による不利益の解消等は離婚を決意する上で大きな支えとなるものだからである。こうした離婚法と離婚関連法をトータルに捉える概念として「離婚法システム」という用語を用いよう。

この離婚法システムの観点からみると、昭和 36 年 (61) の「児童扶養手当法」が、離別母子家庭を経済的に支えるものとして注目される。昭和 24 年 (59) に国民年金法が制定され、無拠出の福祉年金の 1 つとして母子福祉年金制度が創設された。この母子福祉年金は、死別母子世帯のみを対象とするものであったが、死別・生別を問わず母子世帯の社会経済的実態は同じであり、離別による生別母子世帯についても同様の制度が必要であるという議論が起こってきた。しかし、離婚ということが年金保険事故になじまないため、国民年金に採り入れることは無理であった。そこで、昭和 36 年、年金法体系とは別個の法律として児童扶養手当法が制定されたのである⁷⁾。

しかし、経済的に困窮する離別母子家庭にとって大きな意義を有する「児童扶養手当法」であるが、それが効果を発揮するようになるのは、成立時期からみて、次の戦後後半期においてである。

以上のように、一方における協議離婚方式の、実質的な話し合いがもたれないという問題性と、他方における調停・裁判離婚方式のさまざまな制約とが相俟って、革新的な離婚制度に対する不信感が広がった。また、この時期はいまだ離婚をサポートする法制度は十分に展開されるには至らなかった。こうして、全体的には、離婚方式の機能不全と離婚法システムの未成熟が相俟って離婚紛争を減少の方向に向かわせたといえる。

3. 民主的教育制度の機能不全

戦後導入された民主的教育制度は、底流に反動的な動きをかかえつつも、GHQの指示のもとに表面上はなんとか進展をみせ、昭和30年代前半には、中学校の男女共学はほぼ定着し、4年生大学でも男女共学が全体の8割を超え、全女子学生の3分の2が共学の大学生で占められるようになった。そして、高校の共学実施校も確実に増加していき、昭和29年(1954)には通常課程の本校総数の6割余りを占めるようになった⁽⁸⁾。

しかし、こうした状況の下で、男女共学論議が再燃したり、「女子特性論」教育が台頭することになる。民主的教育の定着はなお困難な状況にあった。

(1) 男女共学論議の再燃

昭和31年(56)6月26日、参議院選挙の応援のため徳島県を遊説中の清瀬一郎文相が、男女共学についてはいろいろ議論のあるところなので再検討したい旨を発言。男女共学論議が再燃することとなった。

7月10日に記者会見した清瀬文相は、男女共学は弊害があり、国情にあわないという点と、さらに明言はしなかったが風紀上の問題などもあって考慮すべき段階にあると語った。またその後の『週刊朝日』に掲載された文相の談話では、男女の人間像の違いも共学反対の理由として挙げられていた⁽⁹⁾。

記者：(男女共学→教育基本法を)再検討しようという理由は

文相：弊害があり、国情に合わないから

記者：弊害とは何をさすか

文相：想像におまかせする

記者：太陽族のことか

文相：(笑って答えない)

この文相の発言は、ちょうど同年6月、国会に警官を導入して強行可決さ

れた「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」によって公選制教育委員会制度の命脈が断たれたあととただだけに、民主教育を守り育てようとする人々からは、「家族制度復活、再軍備への一石」ではないかと警戒する声があがった⁽¹⁰⁾。

こうした文相発言が出てきた背景には、占領政策の転換がある。すなわち、1940 年代後半にはすでに、日本を取り巻く国際情勢は大きく変化しており、アメリカ国内には反共ムードが高まっていた。昭和 23 年 (48) に出された「国家安全保障会議文書」では、従来の民主化政策の行き過ぎをチェックし、公職追放解除・再軍備 (国防省の反対で「警察力の強化」と変更)・経済復興と経済安定・対日講和・権限の日本政府への大幅な委譲などが策定された。

このような政策転換は、アメリカ側にとっては初期非軍事化・民主化政策の「軌道修正」と理解される向きが多かったが、日本側にとってはまさに「転換」であり「逆コース」であると受けとめられた⁽¹¹⁾。

占領政策の「転換」に力を得た日本政府は、「日の丸掲揚」や「君が代斉唱」さらには「修身復活」を企図するとともに、占領軍撤退後の昭和 31 年 (56) には文相自らが共学反対発言を行う事態となったのである⁽¹²⁾。

(2) 混迷する学校編制

清瀬文相が言明した風紀問題は、当時文部省自身が行った調査でも共学とは関係ないことが明らかであり、風紀問題は共学制定着の主要な障害ではなくなっていた⁽¹³⁾。しかし当時、旧制中学校や高等女学校時代の同窓会員を中心に男女別学校化をはかる動きも出ており、清瀬文相の発言はこのような動きを助長するものであった。当時の別学校化の動きの一例をみてみよう⁽¹⁴⁾。

ともに 70 年を超える伝統をもった学校。ここでは新教育発足にともなって旧男子校には女子の、旧女学校には男子のそれぞれ定員の枠を設けて男女共学を遂行したのだが、数年経るうちに元女学校の方の有力な同窓会員を中心として、男子生徒は荒っぽくて困る、しとやかな娘さんに教育してもらわねばならないのに、これでは伝統がまるつぶれだ…、と

いう口上書をもって県教育庁に男女共学の廃止方を申し入れた。県当局も、男女共学を強要することはできないという訳で、男子定員の枠をその学校からはずしてしまった。後に続く男子生徒がいなくて知った少数派の在学男子生徒は同窓会名簿に少しばかりの男子の名前が残されるのは恥だと叫んで、男子の定員枠を守ることを要求し、ついに授業放棄まで決行して氣勢をあげたのであった。しかし、この要求は通らず、一部同窓会員が目指した、しとやかな娘を育成する場となっている。

こうした別学校化の動きや文相の発言の一方で、次のような投書にみられるように⁽¹⁵⁾、共学制への支持も広がっており、当時の混迷した教育状況がうかがわれる。

娘の過去数年間を振り返ってみて、共学の為に子も親も困ったようなことは一度もなかった。むしろ共学の生活の中で男の子が女の子をかばってくれ、クラブ活動などでは実に美しい協力の姿がみられた。その意味で私は今日のような乱れた世相の中でこそ共学制度を行うことによって、子供たちに正しい男女の規範を身につけさせなければならないと共学制に大きな期待を寄せているのです。

混迷する共学論議の中で、さらに新しい論点も指摘されるようになった。とくに注目されるのは、進路の相違から生じる男女の学力差を能力別学級編成、したがって別学かそれに近い状態によって解決しようとする傾向が出始めたことである。当時、まだその大部分が就職や家事手伝いを志望していた女子と進学を目指す男子との間には、明らかに学習意欲に差があり、これが男女の学力差をもたらす一因となっていた。そこで、能力別、進路別学級編成などがとられるようになってきたのである。そしてこの受験学力との関係での実質的な別学校化の傾向が1950年代後半から60年代にかけていっそう強化され、共学校から女子高校の分離独立や新設などが行われた。

(3) 「女子特性論」教育の台頭

混迷の中で、新たなる学校編成がみられたものの、1960年代には、男女共

学制度は制度として定着し、日常化していくことになる。ただそうした状況も、高度成長経済の過程で、男女の特性に着目した教育、いわゆる「男女特性論」教育の影響を受けることになる。ただし、男女特性といいながらも実際は女子特性が強調されたので、「女子特性論」教育としておこう。「女子特性論」は、家事・育児を女子のライフサイクルに組み込むものであるが、この考え方は早くに芽生えていたものであった。

すなわち、さかのぼる昭和 24 年 (49) の「学習指導要領家庭科編高等学校用」では、家庭科がとくに、女子に履修させたい教科であることを強調しつつも、もう一方では男女とも学ぶ必要のあることを認め、性別を問わない選択科目としていた。このため、少数の男子が選択する場合もあったが、選択しない女子も次第に増えていった。これに不安をもった家庭科教師たちによって、昭和 27 年 (52) 3 月に「高等学校に於ける家庭科を女子に必修教科とせられたい」という請願書が国会に提出された。このような必修化要求に押された形で、「高等学校学習指導要領一般編 昭和 31 年度改訂版」では、全日制普通科の女子に「家庭科」の 4 単位履修が望ましいとされた。さらに、昭和 35 年 (60) の改訂版では、女子のみ原則として「家庭一般」4 単位必修となった。そして、この「家庭一般」は家庭経営の立場、すなわち主婦の立場から学ぶものとされた。こうして昭和 37 年 (62) には、中央教育審議会が「高校家庭科振興方策」を建議し、昭和 41 年 (66) の同会の答申「後期中等教育の拡充整備について」の中では、女子特性論にもとづく教育が強調されることになる⁽¹⁶⁾。

なお、中学校に目を移すと、この時期には中学校でも男女特性論にもとづく教育が進行したが、その典型的な事例は、「職業・家庭」科の取り扱いに示されている。周知のように、昭和 22 年 (47) から昭和 25 年 (50) まで中学校の家庭科は職業科の 1 つとして位置づけられ、男女とも選択可能な教科であった。昭和 26 年版の「学習指導要領」では、職業・家庭科という 1 つの教科とされたが、これも原則として男女共通に履修させるべきものとされ

た。ところが、男女別学化が強まった昭和 33 年（58）、学校教育法施行規則の一部が改正され、中学校の「職業・家庭」科は「技術・家庭」科と改められ、同年 10 月 1 日に告示された「中学校学習指導要領」では、技術は男子向き、家庭は女子向きというように性別によって学習領域が指定されることになった。こうして、中学校の「技術・家庭」科の男女別学が始まったのである⁽¹⁷⁾。

戦後早い段階から底流としてあった女子の特性を強調する考え方は、この時期、政策転換や、男女別学をめぐる新旧の対立、男女の学力差解消を目指す動きなどと複雑に絡み合いながら、「女子特性論」教育として顕在化してきたといえる。しかし、それは、「男女ともに職業的・生活的自立をめざす意欲と能力を身につけさせることを目標とする男女平等教育の理念とは真向から対立するものであり⁽¹⁸⁾」、女子からは、「人間的自立と真の男女平等を保障するための職業教育、すなわち、現代社会の職業の種類や特徴、最低限必要な技術一般についての技と知識を得る機会を奪⁽¹⁹⁾」うものであり、戦前の「良妻賢母教育」の焼き直しといえる。

以上、教育の次元でみると、戦後前半期は教育の機会均等や男女共学が社会的に浸透するまでの、まさに「過渡期」にあたり、男女平等思想を育成するよりはむしろ旧態依然とした男女観の競合、さらに突き進んで女子の特性を強調する状況であったといえる。その結果として、女子の高等教育への就学は一応進んだものの、いまだ自主独立の女性像は内面化されず、家庭生活を尊重する生き方が継続されたといえる。それは当然のことながら、離婚への消極的な態度形成に寄与するものとなった。

4. 新旧社会風潮の混在

昭和 20 年代後半から 30 年代の時期には、映画やラジオ、小説や雑誌などを通じて、性の解放の名のもとに伝統的禁欲主義の否定や、男性支配の家庭

拘束に対する疑問が伝播されるとともに、夫婦の愛や男女の純愛を高揚するものが隆盛を示した。またこの時期、女性の地位向上を示すトピックスも相次いだ。しかし他方で、戦前の家制度の下での封建的風潮も農村部を中心に根強く残存しており、全体的には、新旧の社会風潮が混在したといえる。

以下ではまず、新しい風潮を示す主要なトピックスを、「解放的な性と愛」「夫婦愛や男女の純愛」「女性の地位向上」に分けてみてみよう。その後、伝統的な社会風潮の残存状況について明らかにしよう。

(1) 解放的な性と愛の誇示

この時期の映画や小説等には、伝統的禁欲主義を否定する解放的な性と愛を誇示する作品が多くみられる。主なものを年代順に挙げてみよう。

- 28 年・映画「十代の性典」。大映・島耕二監督、若尾文子、南田洋子、若尾文子の人気で大ヒット
- 30 年・石原慎太郎『太陽の季節』が出版される
- 32 年・三島由紀夫『美徳のよろめき』
・井上靖『氷壁』
- 35 年・謝国権『性生活の知恵』が話題となる
- 37 年・映画「肉体の市場」が封切り、ピンク映画第 1 号として話題

まず、主要なマス・メディアである映画に注目すると、性の解放を描いたものが多くみられる。「十代の性典」はその代表的なものである。松竹が小糸のぶ原作『乙女の性典』を映画化したのが“性典もの”映画のはしりだったが、昭和 28 年 (53) のニューフェイス若尾文子主演の大映映画『十代の性典』が大ヒットし、続いて『続十代の性典』『続々十代の性典』『十代の誘惑』の他、『乙女の診察室』『純潔革命』(以上松竹)、『思春期』『続思春期』(東宝) など、いわゆる「性典」ものが氾濫した⁽²⁰⁾。また、30 年代後半にはいわゆるピンク映画が上映されるようになり、その第 1 号「肉体の市場」が

封切られた。

次いで、小説や著作物に着目すると、湘南の不良青年たちの無軌道な行動を描いた『太陽の季節⁽²¹⁾』は、それまでの禁欲的な若者像を打ち破る衝撃的なものであった。そして『美徳のよろめき⁽²²⁾』や『氷壁⁽²³⁾』は、不倫の世界を描き、夫婦の性関係にかんするハウツー的な『性生活の知恵⁽²⁴⁾』は、それまでの性と生殖を分離し、性そのものを楽しむ考え方を方向づけるものになった⁽²⁵⁾。性は、もう「家」のために禁欲するものではなく、自由に享受するものへと変貌し、こうしたメディアの影響下に、性愛への解放的風潮が広がっていった。

(2) 夫婦愛・男女の純愛の高揚

一方、この時期には、解放的な性愛だけでなく、夫婦の愛や男女の純愛を描いた作品やトピックスが多くみられる。主なものを年代順に挙げてみよう。

27年・NHK放送劇「君の名は」が始まる。「真知子巻」が流行

(ラジオ受信契約1,000万台突破)

32年・映画「喜びも悲しみも幾歳月」松竹・木下恵介監督、佐田啓二、高峰秀子出演

33年・正田美智子が皇太子妃に決定。ミッチー・ブーム（世紀の大ロマンス）

35年・皇太子御成婚

36年・映画「名もなく貧しく美しく」東宝映画・松山善三監督、高峰秀子、小林桂樹出演

38年・大島みち子・河野実『愛と死を見つめて』が出版され、話題となる

真っ先に注目されるのは、「君の名は」である。NHKラジオで4月10日から連続放送劇が開始された。春樹と真知子のすれ違いが女性の心をとらえて大ヒット。放送時間中は銭湯の女湯がガラ空になるという伝説が生まれた。放送も昭和29年（54）4月まで大幅に延長された。ラジオで放送された「君の名は」は、昭和28年（53）に映画化。主題歌も大ヒット。真知子と春

樹が空襲の日に最初に出会った数寄屋橋は東京名所になり、ショールを頭から首に巻く真知子スタイル（真知子巻き）が流行した⁽²⁶⁾。

また、全国の灯台を転々とする灯台守の生活を描いた「喜びも悲しみも幾歳月⁽²⁷⁾」や、眼や耳に障害をもった夫婦の困難な結婚生活を美談として描いた「名もなく貧しく美しく」なども、純愛をテーマ化するものであった。

出版物にも、不治の難病が恋人たちを引き裂くという状況設定の純愛物語『愛と死を見つめて』がある。

夫婦の絆も「家」のためのものではなく夫婦の間の、あるいは男女の間の「愛情」にもとづくものと受けとめられはじめてきた。

そしてもう 1 つ注目されるのが、「世紀の大ロマン」と騒がれた皇太子の成婚である。日清製粉社長長女正田美智子が皇太子妃に決定、初めての民間からのお妃とあって、ブームがひろがった。御成婚の儀式には 53 万人が詰めかけた。昭和 28 年 (53) 2 月 1 日に始まったテレビ放送は御成婚の儀式を放映し、白黒テレビの普及率も高まった。

性の解放が広がる一方で、ブーム的広がりをみせた夫婦愛や男女の純愛は、見合結婚から恋愛結婚への変化（昭和 30 年に逆転）を背景としながら、夫婦の絆を見直す契機となり、旧態依然とした夫婦関係の解体を導くものとなった。

(3) 女性の地位向上

また、この時期には、女性の地位の向上を示す多様なトピックスが数多く見られる。主なものを挙げてみよう。

29 年・近江絹糸のスト

30 年・石垣綾子「主婦という第二職業論」を発表

31 年・売春防止法成立（33 年 4 月 1 日から全面施行）

32 年・初の女性週刊誌『週刊女性』が創刊される

・才女時代

33年・『週刊明星』『週刊女性自身』が創刊される

35年・中山マサ、厚生大臣となる（初の女性大臣）

36年・“東洋の魔女”の活躍

37年・女子大学生の増加：大学文学部の女子学生の比率は、全国37%、学習院大学89%、青山学院大学89%、成城大学78%

まず注目されるのは、現代の女工哀史といわれる近江絹糸のストである（ポスター）。約13,000人の女性が106日間のストを打ち、女性の力を天下に示し、すべての女性に大きな刺激を与えた⁽²⁸⁾。また、女性大臣の出現や女子の大学進学率の上昇、女性を対象とする専門雑誌の創刊などは、社会における女性の存在の大きさを誇示し、女性に大きな自信を与えるものとなった。

さらにこの時期、高度経済成長の準備期として、女性の職場進出が目立ち始める。そうした社会状況の中で、石垣綾子による「主婦第二職業論」は、「家庭か仕事か」で悩む主婦にあらためて家庭と仕事の意味を問い直させ、女性の生き方を考えさせる契機と

「女工哀史はもういやだ」



（出所）金谷千慧子編『日本民衆と女性の歴史』
なった。しかしこの時期の就業ははまだ経済的自立とか自己実現といった積極的動機づけにもとづくものではなかった。こうした「家庭か仕事か」という悩みが、「家庭も仕事も」となり、二者択一の悩みから両立にともなう悩みへと変化していくのは、70年代以降である⁽²⁹⁾。

最後に、売春防止法の成立は⁽³⁰⁾、女性たちの長い苦闘の成果であるが、女性蔑視の風潮を拭い去り、女性の人権を高める上で大きな役割を果たしたもののといえる。

男性に比して決して劣ることのない女性の立場を鼓舞する社会風潮は、少

なからぬ女性たちに、家庭における永い軛からの解放を求めさせる力となりえた。

(4) 残存する封建的風潮

女性をめぐる新たなる社会風潮の一方で、見落としてはならないのが戦前の家制度のもとでの封建的風潮である。すなわち、戦後まだ 20 年にも満たないこの時期は、とくに農村を中心として、以下にみられるように、旧来の道徳観が根強く支配していた⁽³¹⁾。

① 姑が嫁の持参した調度品の多少を批評する。② 姑連中が子守をしながら嫁の仕事について批評したり、他家の嫁と比較して欠点を話しあう。③ 家風や経験を教えず、自分から分かりそうなものだと白眼で見ている。④ 嫁は働くだけで金銭の出し入れをせず、炊事はしても材料は自由に出せないため、来客の場合、もてなしに困る。⑤ 嫁に新聞や雑誌を読む時間を与えない。⑥ 何事も嫁の意見は認められない。

こうした封建的風潮の存在は、家族の在り方にかんする調査データからも明らかである⁽³²⁾。たとえば、「結婚したら女は家風にしがった方がよいと思いますか」という質問には、「しがった方がよい」が圧倒的に支持されている(表 4)。また「いままでは親が子供のために結婚の相手をえらんでやるのが普通でしたが、本人が自分でえらぶやり方とどちらの方がよいと思いますか」の質問では、「本人が自分でえらぶ」が多くなっているが、それでも「いままでのやり方がよい」とするものも少なからずみられる(表 5)。さらに「一軒の家の中で親子の間がまずくとも、夫婦の仲が良ければそれでよいと思いますか」という質問に対しては、「夫婦の仲」を支持するものももっとも多くなってはいるが、比率は 50% 弱にすぎず、「親子の仲」を支持するものも 20% を占めている(表 6)。

表4 家風にしたがった方がよいか（東京都 昭27・3）

したがった方がよい	77 %
したがわなくてもよい	17 %
わからない	6 %

表5 結婚相手をだれが選ぶか（全国 昭32・3）

いままでのやり方がよい	26 %
本人が自分で選ぶ	63 %
わからない	11 %

表6 親子の仲か夫婦の仲か（全国 昭29・1）

親子の仲が第一	21 %
夫婦の仲が第一	54 %
一概に云えない（わからない）	25 %

ここには依然として、家制度的なタテの人間関係を重視する傾向がうかがわれる。もっと端的に「戸主」を想起させる質問をみると、「一軒の家には中心となる人がいて、ある程度家族のみなの行き方をきめていった方がいいと思いますか」では、「中心が必要」が圧倒的に支持されており、家制度への支持の強さが分かる（表7）。また戦後の民主的な家族への評価として、「戦後は家族の間の愛情が薄れて嘆かわしいという人と、家族の間も民主的にはっきりしてよくなったという人とありますが、あなたはどちらの意見に賛成ですか」では、「よくなった」と肯定するものはわずか3分の1で、残りが「嘆かわしい」と否定するものと「一概に言えぬ」と態度を保留するも

のが、それぞれ 3 分の 1 を占めており、民主的家族を歓迎する風潮は少ない (表 8)。

表 7 家族の中心が必要か (全国 昭 32・2)

中心が必要	81 %
その他	19 %

表 8 家族は民主的によくなったか (全国 昭 32・2)

嘆かわしい	26 %
よくなった	32 %
一概に云えぬ (不明)	42 %

以上のように、この時期の社会風潮を細かくみると、旧来の女性の生き方を規定していた、禁欲的な性や家の後継者を産むための夫婦関係とは異なる、解放的な性愛や愛情にもとづく夫婦の絆を強調する風潮と、男尊女卑の上下関係を打ち破り社会的自立を促す風潮が強まる一方で、旧来の社会風潮の力も侮りがたい勢力を残している。結局のところ、この時期は、新しい社会風潮もいまだ主流とはなりきれず、むしろ旧来の社会風潮と競合する状況にあったといえる。いうなればそれは「時代の転換期」あるいは「時代の過渡期」と呼ぶにふさわしい。こうした時代の特徴が、離婚への傾斜に歯止めをかけたといえよう。

5. 総合的考察

最後に、これまでみてきた法、教育、社会風潮の3種の社会統制装置と戦後前半期の離婚紛争の減少との関係を、経済要因とも絡めて総合的に考察しておこう。

戦後前半期は、法の次元でみると、開かれた離婚法あるいは離婚制度が用意されてはいたものの、実際の利用面ではかならずしも人々のニーズを充たすものとはなっていなかった。すなわち、協議方式は女性にとって依然不利な方式であったし、調停ならびに裁判方式も、人々が期待するほどには機能しなかった。また、離婚法システムの面でもいまだ未成熟な状態であった。

一方、教育の次元では、根強い男女別学志向が、政策転換や学力格差是正の動きなどと絡み合って、女子特性論による教育として顕在化するなど、民主的教育あるいは男女平等教育の進展は滞ることになった。その結果、自立意識の形成は進まず、離婚への積極的な態度形成まではいたらなかった。

社会風潮の面ではたしかに、映画や小説、多様なトピックスを通じて、新しい風潮が広がりつつあった。しかし、その一方で、農村部を中心にいまだ旧来の風潮は大きな影響力を持ち続けており、結局のところ、保守と革新あるいは伝統と革新のせめぎ合いという状況にあったと捉えられる。こうした過渡期的な状況は、表9の「離婚決意原因」からもうかがわれる。「相手に愛人ができたとき」にはさすがに離婚を決意するものの、その他の原因ではがまんするケースが多く、また、その割合は農村部の方が多くなっている。まだまだ古い意識が離婚の歯止めとなっていることが分かる。

ここで、1つ考えておきたいことがある。「夫婦愛・男女の純愛」は、離婚にどう作用するのであろうか。「解放的な性愛」や「女性の地位向上」の風潮が既存の夫婦関係を破綻に導きやすいことはたしかであろう。そして「夫婦愛・男女の純愛」の風潮も、家制度的な古い夫婦関係にあっては、より純粋な夫婦関係を求めるように作用し、離婚をプッシュしよう。しかし、

表 9 離婚決意原因

	山 村 地 区		アパ-ト地区	
	がまんする	離婚する	がまんする	離婚する
虐待されたとき	夫 32 %	44	15	52
	妻 41 %	33	9	68
相手が酒癖の 悪いとき	夫 35	39	30	30
	妻 37	38	27	50
相手が怠惰ぐせ のあるとき	夫 34	45	26	39
	妻 30	51	15	62
性格が合わぬとき	夫 40	38	29	42
	妻 49	33	26	52
相手が身持の 悪いとき	夫 32	43	13	58
	妻 36	41	14	65
相手に愛人が できたとき	夫 14	59	15	49
	妻 19	46	21	45

(出所) 小山隆編『現代日本の女性』

他方でそれは、夫婦や男女の絆の大切さを訴えかけそれを強めるように作用しよう。このように考えると、「夫婦愛・男女の純愛」の風潮が、離婚を促進する効果はそれほど大きいとはいえない。

ともあれ、以上のように、戦後前半期においては、離婚法の機能不全と民主教育の後退、そして過渡期的な新旧社会風潮の競合状態が作用して、離婚紛争は全体的に抑制され、停滞ないし漸減傾向をたどることになったといえよう。ただし、教育については、効果の時差を考慮しなければならない。

ところで、戦後前半期（昭和 26 年～ 38 年）の後半部分は、昭和 30 年（55）から始まったいわゆる高度経済成長期にあたり、第二次、第三次産業の発展とともに女性の就労は増加を示す。分野的には、事務従事者、技能工、生産工程従事者及び単純労働者で増加がいちじるしい。事務従事者の中の大半は一般事務員であるが、その他の会計事務やタイピストなどの増加もいちじるしい。しかし、専門的技術的職業は女子において少なく、また管理的職

業従事者はきわめて少ない。

また、この時期注目されるのは、女性労働の中の主婦労働力の拡大である。昭和30年には35%であった女性労働者中の既婚女性の割合は、昭和48年(73)には59%と過半数を占めるまでになる。主婦たちは、世帯主男性＝企業戦士を陰で支え、家庭責任を一手に引き受ける一方で、いつでも必要に応じて安上がりでフレキシブルなパート労働者に変身し、高度経済成長のもう1つの主力部隊となった⁽³³⁾。

このように、女性の働く場が広がりつつはあったものの、社会的要請は主婦労働にあり、しかも女性自身の働く動機づけは「家計補助」が多く、「自立」は少ない（表10⁽³⁴⁾）。加えて、男女の賃金格差は今日以上に大きく、男性の4割にすぎなかった。男性＝夫に頼らず生活する条件はいまだ整っていない状況といえる。

表10 どんな理由で働いているか（昭35年）

家計の補助	32.0 %
結婚準備	24.7 %
自活	15.9 %
小遣いかせぎ	14.4 %
その他	13.0 %

〔出所〕小山隆編『現代日本の女性』

こうした経済条件のもとに、これまでみてきた社会統制力の特質が絡み合っ
て、離婚紛争の低下傾向を現出したとみられる。

注

- (1) 小谷朋弘「終戦直後の離婚紛争の増加と社会統制—離婚動向の法社会学的解説—」『広島法学』第 31 卷第 2 号、2007 年、67～100 頁。
- (2) 労働省婦人少年局「協議離婚の実態」湯沢彦彦監修『「家族・婚姻」研究文献選集・戦後編 21』クレス出版、1991 年、1～55 頁。
- (3) 市川四郎他「座談会 家事事件処理の諸問題」『判例タイムズ』第 167 号、1964 年、15～17 頁。
- (4) 岡山地方家庭調停協会連合会「調停についての実態調査結果報告」『ケース研究』85 号、1964 年、62～77 頁。
- (5) 太田武男「統計資料その 4 調停ならびに訴訟の新受件数その他」『離婚原因の研究』有斐閣、1956 年。
- (6) 井口茂『裁判例にみる女性の座』法学書院、1992 年、104～105 頁。
- (7) 児童扶養手当法の歴史については、中垣昌美編『離別母子世帯の自立と児童扶養手当制度』さんえい出版、1987 年を参照。
- (8) 橋本紀子『男女共学制の史的研究』大月書店、1992 年、365 頁。
- (9) 小山隆編『現代日本の女性』国土社、1962 年、42 頁。
- (10) いわゆる地教法案については、野原明『戦後教育 50 年』丸善、1995 年、15～18 頁を参照。
- (11) 寄田啓夫・山中芳和編『日本教育史』ミネルヴァ書房、1993 年、128 頁。
- (12) なお、政策転換の教育界への影響は、2つの面でみられる。1つは、教職員のレッドパージ、2つは、第二次対日米国教育使節団の報告書である。
第二次使節団は、昭和 25 年 (50) 8 月 27 日、冷戦が局地的な戦争、すなわち朝鮮戦争へと移行していた時に来日。約 1 ヶ月間日本に滞在し、9 月 22 日に報告書を GHQ に提出した。そこでは、過去 5 年間の日本の教育の民主化の発展を高く評価しつつ、「極東において共産主義に対抗する最大の武器の一つは、日本の啓発された選挙民である」と述べているように、反共の立場が明確にされている。また、学校の全教育課程において道徳教育および精神教育が重視されなければならないことを示唆し、学生の自治活動の制限・教授会の権限の縮小など大学教育に関しても特別な関心を払っている。山住正巳『日本教育小史』岩波書店、187～188 頁。
- (13) なお、清瀬自身はその後発言を撤回しているが、新聞や雑誌などで共学の問題が様々に論議されており、共学を検討すべき課題としてとらえる考え方が社会に存在していたとみられる。小山静子「男女共学論の地平」藤田英典他編『ジェンダーと教育』世識書房、1999 年、236 頁。
- (14) 小山隆編、前掲書、39 頁。
- (15) 小山隆編、前掲書、52 頁。

- (16) 総合女性史研究会編『史料にみる日本女性の歩み』吉川弘文館、2000年、207頁。
- (17) 橋本紀子、前掲書、371～372頁。
- (18) 橋本紀子、前掲書、372頁。
- (19) 橋本紀子、前掲書、372頁。
- (20) 『現代用語 20世紀事典』自由国民社、1998年、224～225頁。
- (21) 石原慎太郎著、新潮社刊。芥川賞をとって彗星のように文壇に登場。石原慎太郎『太陽の季節』幻冬舎、2002年参照。
- (22) 三島由紀夫のこの年のベストセラー小説。「よろめき」という言葉が、不貞・浮気の意味から「心理的動揺」というような軽い意味にまで一般化した。よろめき夫人、よろめきドラマといった言葉まで登場。『現代用語 20世紀事典』208頁。
- (23) ナイロン・ザイルの強度や人妻との浮気など興味を引く内容でベストセラーに。
- (24) セックスの体位を使って説明したアイデアが当たってベストセラー。
- (25) 『現代日本人の意識構造』（第5版）日本放送出版協会、2000年、28頁。
- (26) 映画「君の名は」については、『朝日新聞』2006年5月27日を参照。
- (27) 映画「喜びと悲しみも幾歳月」については、『朝日新聞』2008年2月23日を参照。
- (28) 昭和29（1954）年6月4日、18歳以下の女性たちを主力とする近江絹糸紡績の労働者（13,000人）は、無期限ストライキに突入した。「仏教の強制反対」「結婚の自由を認めよ」「信書の開封、私物検査を停止せよ」「外出の自由を認めよ」「残業手当を支給せよ」など、労組が掲げた22項目の要求が物語るように、社員の私生活までも束縛する前近代的管理と、低賃金、苛酷な労働に対する、つもりつもった怒りと抗議であった。闘いは大阪本社を起点に2府4県にまたがる7工場、2営業所に燃え広がった。会社は労組の要求を拒否し、中労委の斡旋にも応じず、暴力団や警察まで導入してピケをはる娘たちにおそいかかり、怪我人や自殺者、発狂する者も出た。しかしこれに屈せず各地で「真相発表会」を開くなど、その青春をもやして闘う姿は世論を沸き立たせ、繊維産業をはじめ他産業の労働者、労働組合、各民主団体や市民も支援に立ち上がった。こうして106日に及ぶ長期ストを闘い抜いて、会社重役を退陣に追い込み、30%の賃金引き上げなど要求のほとんどを勝ち取った。世論はこの闘いを“人権闘争”と呼び、戦後の労働運動史に輝かしい一頁を刻んだ。総合女性史研究会編、前掲書、195頁。
- (29) 「主婦という仕事は、何か第一職業を持った後の二番目の職業でよらしい。」いわゆる「主婦論争」の口火となる。石垣綾子「主婦という第二職業論」上野千鶴子編『主婦論争を読む I』勁草書房、1982年、2～14頁。また、有地亨『家族は変わったか』有斐閣、1993年、31～34頁参照。
- (30) GHQの公娼廃止令（GHQは、公娼廃止を指令したが、一方で進駐軍相手の慰安婦政策がとられ、政府も必要悪として公娼、私娼を黙認）にもかかわらず、売春を温存

した政府にたいし、教育環境をまもる国民の運動が、女性議員の超党派の奮闘をえてようやく成立。

- (31) 森岡清美編『家族社会学』有斐閣、1967 年、73 頁。
- (32) 家族や女性の地位に関するこの時期の主要な調査データについては、次のものを参照。田中真彦・田中ルリ「世論調査にあらわれた女性の地位」小山隆編、前掲書、250～284 頁。
- (33) 女性の就業状況については、姫浦暢子「働く女性の社会的地位」小山隆編、前掲書、152～236 頁を参照。
- (34) 働く動機付けの点で、注目されるのが、女子大学生の意識である。この時期、女子の大学進学が進んだが、彼女たちの意識は高度な知識を身につけ自立を目指すというものではなく、配偶者選択のための条件づくり、すなわち花嫁修業であった。この風潮を問題化したのが早稲田大学教授暉峻康隆で、「女子学生世にはばかる」という小論を著し、いわゆる「女子学生亡国論」を主張。「女子学生亡国論」については、池井優『女子学生興国論』共同通信社、1991 年参照。